

学校のいじめ防止等の基本方針

北茨城市立中郷第二小学校
令和5年4月改訂

I はじめに

創立131年を迎え、伝統と豊かな地域環境に包まれたこの中郷第二小学校の教育の推進者である私たちは、児童にとってかけがえのない教師でなければならない。そして同時に地域社会の中でも教師であることが期待されている。

教育は、児童一人一人が人格の完成を目指し個人として自立し、それぞれの個性を伸ばし、国家及び社会の形成者としての資質を育成するとともに、その可能性を開花させることが目的である。学校は、あらゆる場面において児童に感動を与え、児童が将来の夢と希望にあふれ、意欲・気力・活力に満ちた場でなければならない。

しかし、いじめを背景として児童が自らの命を絶つといういたましい事件があとをたたず、このことは極めて残念であり深刻に受け止めていかななければならない。

文部科学省においては、いじめ防止対策を総合的に推進し、児童等の権利利権の擁護並びにその健全な心身の成長及び人格の形成に資することを目的として、「いじめ防止対策推進法」を策定し、国としての指針を示した。また、県でも「いじめの重大事態対応マニュアル」や「いじめの根絶を目指す条例」を示し、学校におけるいじめの未然防止策及び組織体制、関係諸機関との連携、いじめが発生した際の対応等が発表された。

いじめ防止のために、校長を中心とした一致協力体制を確認することが急務であり、教育委員会との連携を深めながら指導の徹底を図り、いじめの問題への更なる取組を進めることにより、児童・保護者に対する信頼を回復させなければならない。

そのためには、全教職員が、児童が発しているサインを見逃すことがないよう危機感をもって常に児童と接すること、教職員相互の情報交換を行いいじめ撲滅に向け努力しなければならない。「いじめは許されない」「いじめる側が悪い」という認識を児童も教師ももつことが前提となる。

このことを念頭におき、「いじめ防止対策推進法」及び茨城県「いじめの根絶を目指す条例」の趣旨を踏まえ、下記に本校の基本方針を示し、いじめのない学校の実現をめざして学校経営を進めていきたいと考える。

II 本校のいじめ防止基本方針

- 1 豊かな情操と道徳心・人権感覚を培う教育の推進
- 2 対人と心を通い合わせる交流能力の素地の涵養
- 3 すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実

III めざす児童像

- 1 主体的に考え 自ら学ぶ子
- 2 元気にあいさつする 健康な子
- 3 自他を大切にする 思いやりのある子

IV 基本的な方針

☆ 全職員が協働・共感し、組織体としていじめ防止に取り組む学校を創る。

1 本校におけるいじめ防止に関する措置（未然防止）

- ① 校長・教頭及び教務主任、生徒指導主事を中心としたいじめ防止対策委員会を設置し、定期的な会議を実施していじめ防止に対する具体的なマニュアル、いじめ防止のための年間指導計画を作成する。また、市教育委員会や運営協議会委員等から助言を得る。

ア いじめ防止対策委員会において、児童や保護者アンケートを実施・分析し、いじめの早期発見・早期対応を図る。

- ② 特別支援教育コーディネーターやスクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）等を中心とした教育相談体制を充実させ、重大事態とならないような体制を構築する。

ア 好ましい人間関係の構築を図るとともに、校内教育相談体制・支援体制を強化し教育相談や教育支援機能を充実するために、定例の特別支援教育推進委員会や臨時のケース会議を開催しながら特別支援教育コーディネーターを中心に、SC・SSW等とも連携し、教師全員のカウンセリングマインドの向上をめざし、児童や保護者の悩み等の早期発見・早期対応を図る。

- ③ 学識経験者の話や書籍等を研究材料とし、教師一人一人が自己研鑽し、プログラム能力を身に付けさせ、いじめ防止に対処する。

- ④ 高学年を中心に児童が主体となってルール作り等を作成し、いじめの防止に努める。

ア いじめ防止のためのフォーラムや標語の作成、計画委員会によるキャンペーン等を実践させ、望ましい集団づくりに努める。

- ⑤ 学校としての取組

ア 児童と接する機会を多くもち、話を聞き、思いを理解しながら、児童の良さや個性を伸ばす努力をするとともに、道徳の時間を中心として全教育活動において、基本的な生活習慣、規範意識、人権感覚、人間関係を築く力、社会参画への意欲や態度を育成し、現在及び将来における人間としての生き方について深く考える。

イ 児童に学校生活の秩序を保つことの意義を理解させるとともに、コミュニケーション能力、社会性や自尊感情、達成感、自己有用感の育成のために、所属感のある学級作りを工夫する。また、問題行動の指導に当たっては、焦らず、あきらめず、侮らず、見逃さずを常に意識し、きめ細やかに愛情をもって指導する。

ウ 体験的な学習を組織的・系統的に行い、「人間関係形成能力・社会形成能力」「自己理解・自己管理能力」「課題対応能力」「キャリアプランニング能力」等の基礎的・汎用的能力の育成を図る。

- ⑥ 保護者や地域社会と連携し、いじめ防止に努める。

ア 保護者会等で学校での取組を説明し、保護者や地域の方々が理解し協力していじめ防止に努める。また、学校だよりやホームページ等を活用し、広く地域社会にいじめ防止の取組を理解していただく。

- ⑦ 教職員、児童、保護者等により、いじめに関する学校評価を実施し、学校の取組を分析し、今後の指導の改善に生かす。

2 本校におけるいじめに対する措置（いじめ発生時）

- ① いじめられた児童への対応

ア 児童や保護者アンケートから、いじめと確認された場合は、校長の指示を受け、生徒指導主事を中心としたいじめ・不登校対策委員会を設置し、児童から個別の聞き取り等を実施し、早急に対応させ、重大事態とならないよう対応する。

イ 人権に配慮しながら事実関係を的確に把握し、親身な指導、悩みを受け止め支える指導を実践するとともに、指導の記録をきちんととる。

ウ 保護者に対して、事実について説明するとともに、今後二度と起こらないような体制について説明し、理解を得る努力をする。

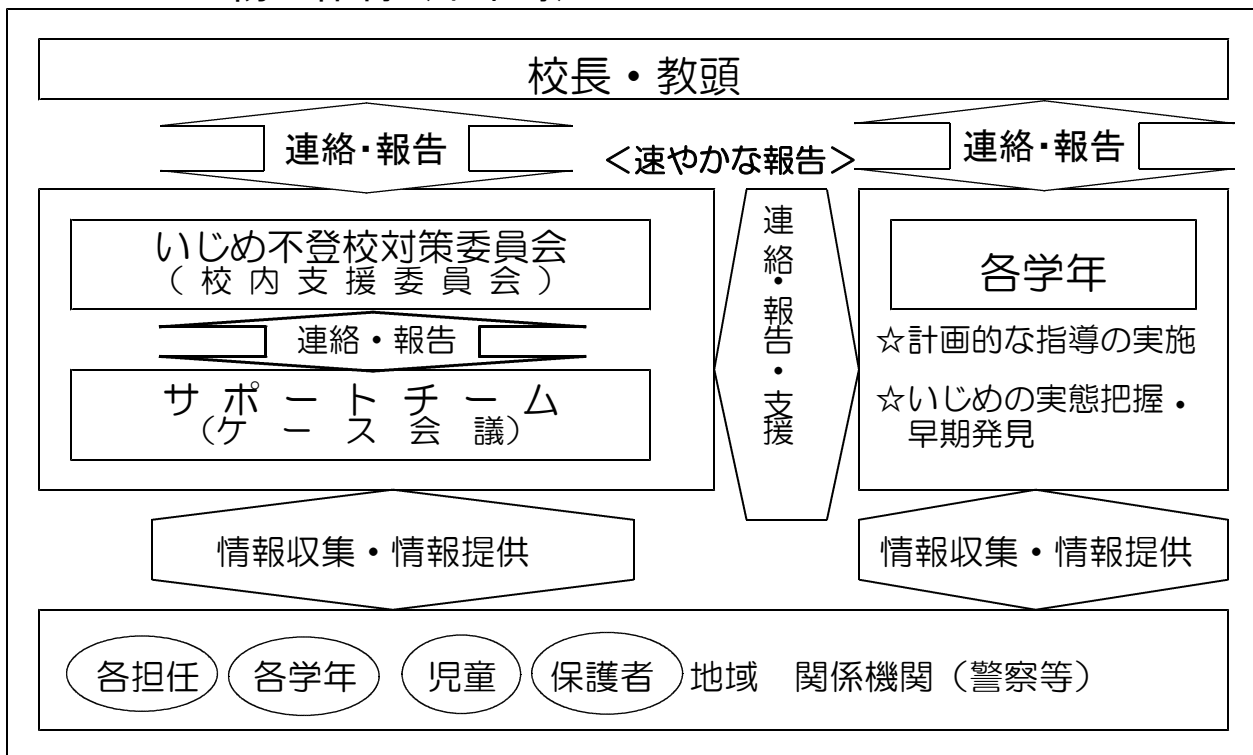
エ いじめられた児童を守るために、全教職員に事実を報告し、全教職員でサポートチームを構築し、必要に応じ送り迎え等の対策を講じるとともに、解決に向けた支援を行う。

- オ 養護教諭やSC、SSW及び市教委と連携し、メンタルヘルス・ケア等を行い、自信や自己存在感をもたせる場を提供する。
- カ 緊急避難として欠席した場合には、学習を補償するプログラムを作成する。
- キ 家庭訪問を実施し、児童に安心感をもたせる。
- ク 教育委員会に事実関係を報告する。
- ② いじめた児童への対応
 - ア 事実確認を行い、いじめは絶対に許さないという毅然とした指導及び継続的な指導を行い、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
 - イ いじめに至った原因や背景を確認し、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育むとともに立ち直りの支援を行う。
 - ウ 即日、家庭連絡や家庭訪問を行い、事実関係を伝えるとともに、学校との連携の方法を確認し、指導経過の報告をするとともに、今後の指導に生かす。
- ③ 学校としての取組
 - ア いじめがあった事実を真摯に受け止め、家庭環境等の改善策を協議し、豊かな人間関係を育むための指導方法の改善を図る。
 - イ 学級経営の見直しや授業改善を図りながら児童が充実した学校生活を送れるよう環境の改善を図る。
 - ウ 学校公開の実施、意見交換会等を実施して、保護者や地域と課題を共有し、地域ネットワークを活用しながらいじめのない学校を実現する。

3 本校におけるいじめに対する措置（重大事態発生時）

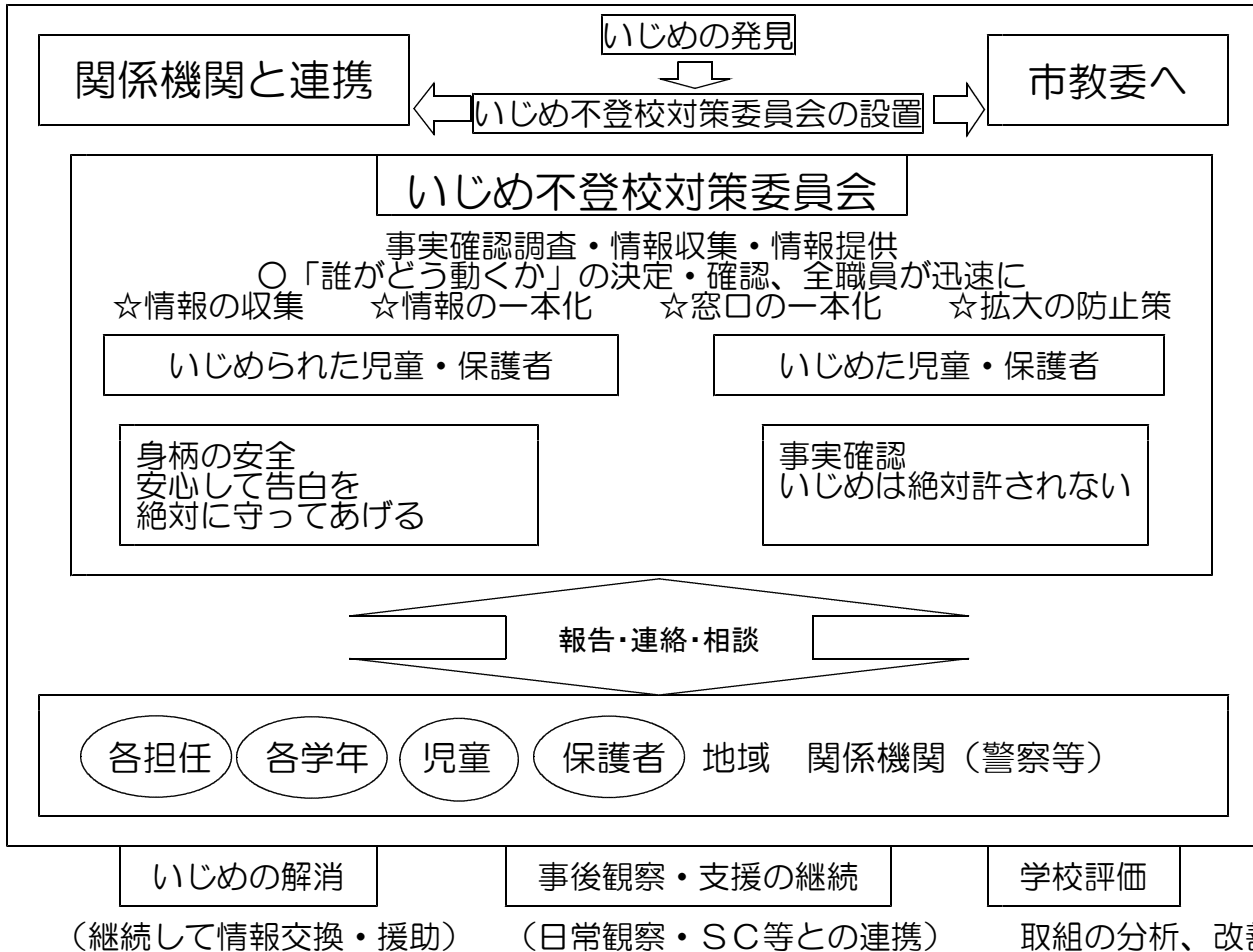
- ① 重大事態とは
 - ア 児童が自殺を企図した場合
 - イ 児童に精神性の疾患が発生した場合
 - ウ 児童が身体に重大に障害を負った場合
 - エ 児童が金銭等を奪い取られた場合
 - オ 児童が相当期間、欠席することを余儀なくされた場合
- ② 重大事態の報告
 - ア 重大事態が発生した際は、教育委員会に迅速に報告する。
- ③ 重大事態の調査
 - ア 重大事態が生じた場合は、SC、SSW等の専門的知識を有する者のほか、第三者からなる組織を設け、調査する。
 - イ 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校児童及び保護者に対しアンケート等を行い、事実関係を把握し、調査委員会に速やかに提出する。その際、被害児童の学校復帰が阻害されることがないように配慮する。
 - ウ いじめを受けた児童及び保護者に対しては、学校としての説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報保護の観点に十分留意する。
 - エ 事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始する。

V-1 いじめ防止体制（平常時）



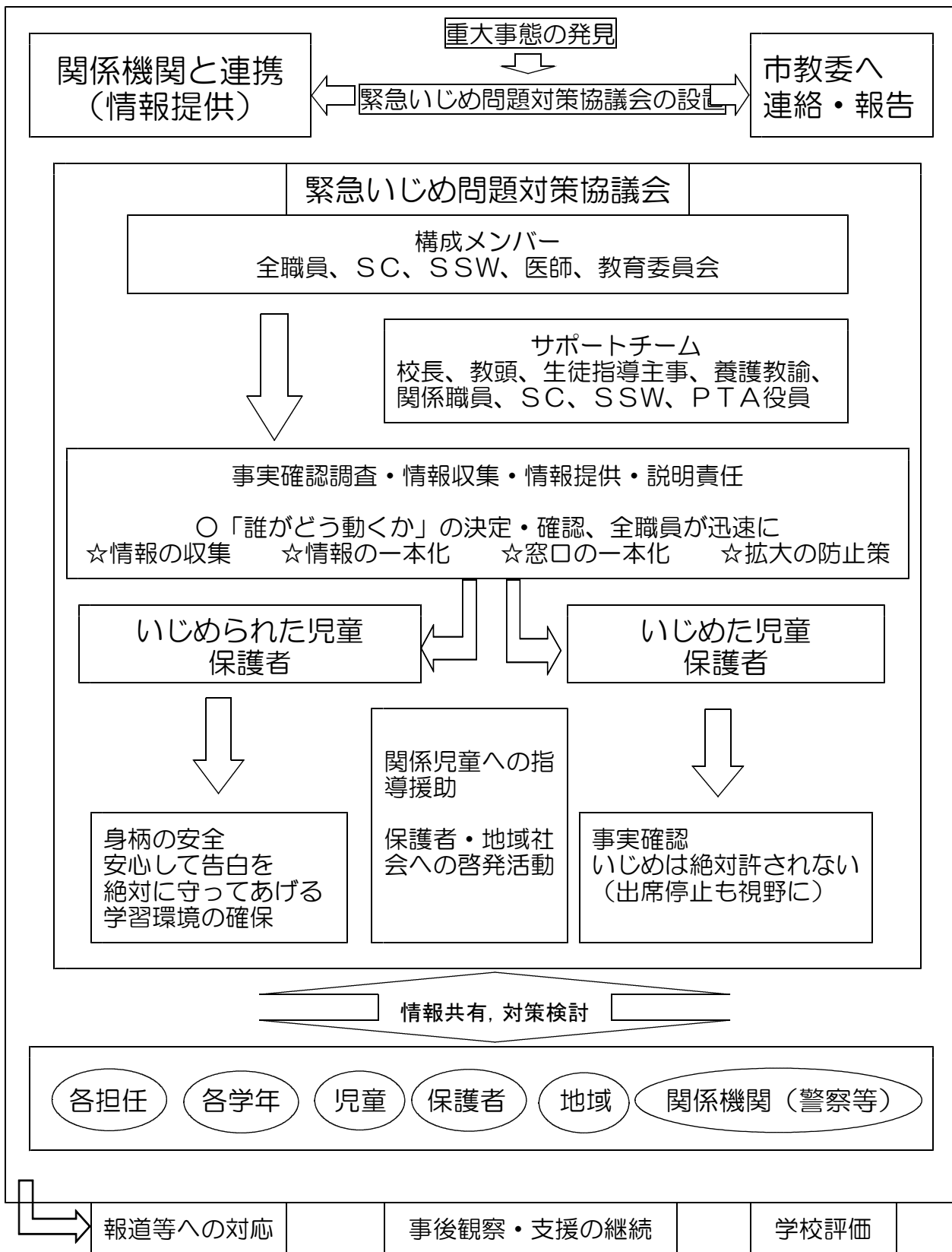
※ 「いじめ不登校対策委員会」等を組織し、いじめ防止のための年間指導計画を学校全体で組織する。また、同委員会が保護者や関係機関の窓口となり、日頃から協力体制を構築しておく。

V-2 いじめ防止体制（いじめ発生時）



いじめの解消 (継続して情報交換・援助) 事後観察・支援の継続 (日常観察・SC等との連携) 学校評価 取組の分析、改善

V-3 いじめ防止体制（重大事態発生時）



（教育委員会との連携）（日常観察・SC・SSW等との連携） 取組の分析、改善

※ 重大事態が発生した時点で、緊急いじめ問題対策協議会を立ち上げ、組織的に対応する。
 同時に、校内にサポートチームを立ち上げ、一般児童・生徒等のメンタルヘルス・ケア等を行い、全校児童・生徒の不安を解消する。